救荒便覽後集上

特1
3127

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』 請求記号 特1-3127

ガラス使用

救荒便覧

後集上

此編ハ前篇の遺漏を補ふ飢歳賑恤ハ才能の人にあらざれバ行ハれず況や予が拙著をや識者其不足を補ひ給ハゞ多幸と云

白鶴義齋藏板

○救荒古典名數必讀

○周禮十二荒政○救荒全法六十條○放賑三策○林希元荒政叢言疏救荒二難。三便。六急。三權。六禁。三戒○周孔教撫蘇事宜六先。八宜。四權。五禁。三戒。飢有三等○勸農書十四土○清魏禧救荒策。先事之策八。當事之策二十有八。事後之策三○陳芳生先憂集社倉三害○蔡懋德招来商米八議。冨公安流法○張司農救荒十二議等。通按ずるにこれ救荒事例名數の大畧なり若夫有志之士潤澤せん事ハ　皇國の古例を採擇して猶周禮荒政○大學

ガラス使用

衍義補○荒政要覧○救荒活民書○康濟録○荒政輯要○資治新書○錢穀備要○福惠全書等其他救荒ニ論及せることの其要領を摘んで胸臆ニ銘して事ニ處するニ及んでハ人情を察し事宜を辨へ深く謀り遠く慮りて自ら一軌軸を出すべし機ニのぞミ變ニ應じ運用の妙を得事宜を失ハざるハ其人ニ存せるのみ

明君賢臣の言行擧ていましめとす

○崇神天皇の五年天下饑疫盗起しかれバ　天皇大ニ懼れ給ひ御心をつくし群神を祭り庶民を賑給ふニより疫やミ穀ミのり群盗も悉く平ぎしといふ　天皇謹慎ニましく神祇を崇び重し給ひしかバ風雨順年穀豊かニ家ごとニ給り人ごとニ足りて天下称して　御肇國天皇とあがめられしとぞ其後　垂仁天皇の三十五年饑を詔して諸國のくらを發き貧民をにぎはし諸國ニ池をひらき農を勸め給ふ又　仁徳天皇の十年人民の困窮をきこしめし給ひ宮垣のやぶれも修めずて屋根もりてもいとひ給ハず御省略ありしかバ五穀豊かに百姓さかえと

特1-3127

こしとぞ民のうゑを救ひ給ふハ人君御身の御つとめにして第一にて兼てより農業御世話ありて御自身藉田に耕へしたまひ五穀を貴ミ蓄へなし給へバいか程の飢歳にもしのぐべき事になん　御代々天皇の御行跡はやすさ也歴史など見て知るべし今其あらましを知らんのミ○北條泰時朝臣天下ノ政ヲ司ラレシ時寛喜元年ニ天下飢饉ノアリシニ借書ヲ調ヘ判形ヲ加ヘテ富祐ノ者ノ米ヲ借ルニ泰時法ヲ被置ケルハ来年世立直ラバ本物計ヲ借リ主ニ可返納利分ハ我添テ返スベシト被定テ面面ノ状ヲ被取置ケリ所領ヲモ持タル人ニハ約束ノ本物ヲ還サセ自我方添利分ヲ慥ニ返シ遣サレケリ貧者ニハ皆免メ我領内ノ米ニテゾ主ニハ慥ニ被返ケル左様ノ年ハ家中ニ毎事行倹約一切ノ質物共モ古キ物ヲ用フ衣裳モ新キヲバ不着烏帽子ヲダニ古キヲツクロハセテ著シ給フ夜ハ燈ナク晝ハ一食ヲ止メ酒宴遊覧ノ儀ナクメ此費ヲ補給ケリ○武埜燭談ニ東照大祖の仰に百姓のくらしハ一粒百行とて去年の秋より種なとり様々の苦ミをなし今年の秋ハ稲となし是を刈られ

をまいき穀を引米となし主将に奉り諸人をすくふ百姓のくるしみ血の泪（なみだ）を流す事ぞかし　聖徳太子の御言葉（ことば）に民の苦みする汗（あせ）ハ皆血の泪なりとぞくるしミ深き時出る所ハ皆血を志ぼり出す心なりと聞召されたり此故にして君子ハ一飯を食する内に民百行の艱苦（かんく）（くるしミ）を知るとなむいへ共然るに地頭代官なく民を志へたげて冨を貪（むさぼ）るハ君子のいむ所天の悪ミ深し

○地理落穂集に問云當　御代に成りし頃（ごろ）の事に候哉江戸町中米直段（ねだん）俄（にはか）に高直になり候を以新乞食抔も多く出来飢死（うえじに）の者も有之よしと申傳候きゝん沙汰の儀ハいかゝ取扱（あつかひ）御聞候や答言我等承及候ハ　大猷院様御代御當地の米問屋仲間の者中買（なかがひ）の町人共と心を合（あハせ）夥（おびたゞ）しく米の致買（かひ）置（たき）其上諸方（はう）より入（いり）船（ふね）を押（おさ）へ候を以町中の米直段（ねだん）俄（にはか）に上り候に付御吟味を強（つよ）く被仰付候へバ懲（こり）く相志れ問屋中買致同意候者抔も有之是又御仕置に被仰付夫より米穀（べいこく）の直段も下り世間ゆるやかに罷（まかり）成候と也右之心なる故飢饉と申ハ皆以て悪黨（あくとう）どもの仕業（わざ）にて天災（さい）のきゝんと申ものにてハ無之候と也同く問言天

災のきゝんと有之ハいろある事をさして申さるものにて候や咎言天災のきゝんと有之儀を古来より申傳へたる由にて我等の承り及候ハ日本六十六ケ國大中小の國々有之候を押ならし何十万石づゝの國六十六ケ國といたし其十分之一の國數の高程皆損致したると相見へ候年の翌年にハ春中より麦作の出来候までの間三四ケ月程ハ必きゝん仕るものゝ由也然れ共左様なる凶年と有之儀ハ古今ともに稀成事に候と也殊更　御當代のごとく天下御一統の御時代に於てハたとひ天災のきゝん年と有之候ても　公儀の御威光を以御救ひ可被遊と有之に於てハ上の思召次第と申ものゝごとく候就夫天正年中の事抔にて有之候や五畿内大に不作仕り米穀の直段高直に成候を軽き者共ハ飢に及び新乞食なとも餘多出来候へ共米穀払底の時節故人の救ひ施しも無之に付道路に伏倒て相果候者も限り無之と有儀を豊臣秀吉公聞給ひて殊之外苦労に被致俄に加茂川桂川等の堤普請を被申付候土沙を持運候程の輩らハ鳥目をつかさへ被申候を以きゝんの難を遁れ

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』　請求記号　特1-3127
ガラス使用

候と也右秀吉公の儀ハ如形なる才智の人ニても天下一統の時節ニも無之ニ付諸國の米穀運送の下知仕置ニ於てハ力に及び不申故無是非手前の物入ニて飢饉を救ひ被申候と也御當代の儀ハ北國筋をはじめ出羽奥州辺の米穀なりとても海路の無滞諸國被致運送自由の足り候とある儀ハこれ偏ニ東照大權現様の御神德を以天下　御一統の御大功を御立置被遊候を以の御事也去ニ依て慶長五年庚子以来頓て百三十年ニ及び候へども大きゝんハ無之と有ハ廻米運送の自由成を以の儀也爰をもつて考へ候へバ如何成天地の灾難有之候ても人の一和と申ものハ懸合不申道理ニても可有之哉と存る事に候なり同く問テ曰諸國に於て當作の出来不出来ニ依て来春のきゝんを考へ知と有之儀尤左様可有之事ニ候へ共日本國と申も廣大なる事ニ候へバ委細ハ知兼可申哉と被存候答云其儀ハ慶長年中　權現様御代ニ成被　仰出候ゟ向後の儀ハ御領私領ニ不限或ハ旱損風損又ハ出水などして田畑損毛米穀等減じの次第を委細ニ言上可仕旨被　仰出候を以只今

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』　請求記号　特1-3127
ガラス使用

に至り國主方又ハ御代官衆中より書付を以　公儀の御勘定所へ御訴被申上候御作法に候へバ明細に相知申事に候を以公儀より其御手當を被遊候に付万一古来より申傳へ候如く成天災のきゝん年など廻り来候とても万民其災難に逢て死亡仕ごとくなる儀とてハ決して有之間敷様に被存候也東遷成基論之曰夫四民之業雖殊。唯商賈以利為利者也。故當其乗時射貨。機變百出殆如神。堯禹所不能與鬪智計然所不能與爭利也是以管仲之治齊國也無與民爭利軽重貨物而低昂其價也然後利權歸上。於是雖富商大賈不得擅其利朝士農工無失其利豈不善哉。蓋此章答文云。我搏桑州大小國。地里之數分。均之。其一盡不登則来歳必饑饉。是其然乎余雖未聞其詳古人之言必有足徵也士之進取而任經濟者不可不察者也此文巧なるぞといへども商賈利權をとるの弊を抑る實ハ時務の切當なり採て以同志の人に示す○元禄九年因國用不足初税酒家由是酤酒増原價之半酒家皆私釀以占其利十二年八月辛亥夜大風拔木發屋冬関東飢大倉米毎七年直小极一金自是連年穀不熟米價彌貴十

三年大倉米毎六斗直小板一金乃下詔令酒家減醸本用不得过五分之一於是酒價彌貴而私醸彌多有司遣吏行都鄙酒家酒家皆匿私醸且賂吏以求免誅吏有致富者酒家亦多利云此文姦商の巣窟欲賣を穿て良吏をして洞然として見やすてかゝらしむ貪吏姦商の残忍古今皆一轍に出つ賢相循吏眼を拭ふてみよ○

昔　南龍公豫備倉を立させられ飢歳軍國の用に備へたまひ又國政基盤積りといふ主法を立させられ常に　御座右にあれられて國用の出納を平し不足なからしめ給ふ今に至りて民うゑ死無と申傳ふ○[redacted]節倹を守られたくこのやぶれをだふきそておき國中に籾倉を立られ凶荒にそなへ民のうゑをきそくたれしとぞ民を守るハ其身倹にあらざれバ事行はれずと銀臺遺事に見ゆ○[redacted]明暦元年籾藏を立られしが豊年打つゞきし故籾耗腐に減し宝暦の凶作に民ともうゑ死せしかバ安永三年籾藏屋鋪を立られ明和八義倉安永五義倉を立られしにより天明凶作うゑ人なし今天保七年壹俵四〆八百文とか聞ゆ美政といふべし翹楚篇に見ゆ○萬民を撫育して子

孫に天下を傳へんと思へバ夜々に工夫するとも心の障有べく
らバたはむるに浮世の狂言綺語に月日を移し我事に心が移し
又茶の湯といふ事を高上結構なることゝ思ひ詩歌連歌を古
の義学る事とおもひ侍の歎をもおもはずて萬民餓死に及ぶをも
不聞也天道より是を見給へバ天罰當座に當るべき事なれ共
天の德廣大によりて大悪人ハ一代にて亡び小悪人ハ子孫及
ぶ盗人の類斗りを悪人といふにはあらで萬人を苦しむるもの
を大悪人といふ也 本佐錄○經濟辨に云内堅固なる第一ハ道あ
りて和し兵粮多なり外國のおそるゝ第一ハ弓馬兵法のたし
なみふかく士民共に達者にて武國の名に叶ふなり今の急務
ハ兵粮多く貯ふるにあり北狄唐土を取らく 本邦に来りし事
度々なり今已に唐土を取たりよも来りハせじとおもふたの
みハ武備にあらず今北狄来りなバ彼と合戦までに及ばずて内
虚にして人心散ずる事あらん今の諸侯一國の人数を出して
其兵粮あらん事ハ二十侯に一二侯もまれなるべし大坂に出
しある賣米の殘りハ皆國々へ戻すべし其上に用銀あらバ米

を買ばし十日廿日の間にハ米ハ壹石銀百目二百目の賣買に
なり廿日三十日の間にハ四五百目ともならんしからバ諸浪人
諸町人民間の一日過のその諸宗の坊主忽ち餓死に及ばん其
時ハ世間さわがしく諸人らハ氣になり虚説のミ多ければ無
事の時此飢饉乃ごとく居ながら餓死をする者ハすくなからむ
さる強盗と成て少きハ五十人百人多きハ五百人千人組て横
行すべし軍法者歴々の浪人など大将に取立ていかなる
事をせんも計りがたし吉野熊野其外の山中の杣ハ強力の者
共にて幾千人もありなん彼等ハ材木を切て米にかへて食と
をし其時ハ材木を米にかふる事のあるまじければこれも強盗と
なりて國中に出んより外の事あるまじ昔ハ吉野を世のうき時
のかくれがといへり其時ハ諸國山林多くて吉野に杣すくな
き故也今ハ第一居がたき所ならん今用銀持たる人々の積り
も違ふべし昔ハ農兵にて年貢すくなく其上米もひにて在々
處々に米澤山ありしかバ金銀持ゆけバ先々にて扶持米とり
のぼりたり今ハ在々處々に米なし國々も米すくなければとも

勢にて多き年ハかゝり其時米のなき事を驚くへし たとひ少し米を求るとも百日ほど扶持方米とあてぬるものハ米高直にて廿日にも足るまし先に北狄あり路次にハ飢ね里とふもかくなる進退きハまりぬるとなをはゞ下々ハぬけ〳〵に逃かくるヿし恥をれをひくとゞまるとも馬の口取もなく鑓持具足持なく朝夕の飯たき水汲ものもなく己と馬とばかりありとも共によろ〳〵て用に立つうらべをとりかけて國にかへり重て用意せんより外の事あらし五十人百人の走り人あらば一揆法度も行ども一國の者の逃かくるゝハいかんともすへき事なかるらん彼ホに餘義なき道理もありなかく法を立んとせば國中一揆起り亂に乱およびかねぬヿ一旦ハ武命のなきときに人數を出させとも重てハ出さぬ事あるへしそれに又見こりさる人も有なし扶持米なし路銀なしといへ共官にも貯なければ強く下知し給ふともかなふまし これより武威かろく成初てハ貯ある人もなしといひて出さず家人もあるつきぬ弊にのりて北狄大に侵さる事あるへし若彼なくす事を得ずして引て

くつりくりとも跡ハ戰國となるべけれ　公儀に向て敵せる人ハなくとも粮盡て是非なく下知に志たがはずてハ上よりも下知し給ふ事不叶して諸國我々持の漸なるべし其外いかなる此變あらんも志るべからず此難を思ひ給ハゞ今無事此時備をなし給ふべき事也其時に當てハ張良孔明を師とすともいかんともなる事なかるべし強盗どもハ諸侯の兵に粮にはなれて働きぶる疲弊に乗要害此地をとり彼ハ盗人なれバ方々運送の米錢をかすめ取民間を押領し却て富有に成て勢ひいよ〱廣大にならバ是によりていろ〱の變あらんも知べからず北狄来て騒動せバ今此勢とハ格別相違して後悔し給ふとも甲斐あるまじ○此編國に忠を盡し世を憂ふること深切といふべし飢歳に盗賊の起る事ハ周禮にも其備ありてあながち時君の失政にもあらずて手當により其災を消すべし只陸地の騒動恐るべきのみならず海上の運漕殊に多けれハ海上若賊多くいたらバ陸地の防ぎよりかたかるべし海岸の諸侯手當堅固にして万一事ゆゑは勤職にますべし○救饑大意畧抄三十

年来御静謐にて豊年打續吏民共に餓死の事を忘れて其備な
したとひ未然にふかく心ある人有とも世間の華美と國用の
費公役の勤に事不足なれば明日飢民ありとても其支度する事不
能それ運を以見るに天下一變して上下共に大方一通り敗り
ぬれば三十年一世の變にあたれりと見えたり近年陽氣盛に
して地力彫盡ぬ何れ近きうちに飢饉あるまじきものとも見
えず若一旦それあらば國君ハ三年の蓄へもなきぞくの方多
く　公家にてもうち續きたる作物入にて國々の御貯米多く

有べきやうにも無之時節なれバ多くの人民を飢餓せしめく
目のあたり殍死を見む事ハいとほしき事にあらずや今こそ
其心付にて社倉などをなして其備ならば猶間にあふ事もあ
らんされど夫ハ私領の分こそ心儘にも成べけれとも京大坂
江戸町中の者にハ此法も行ひがたからんしかし農民にハ社
倉をなし町人にハ時にあたりて救法有べし社法も古法にな
づらへて本意を不知ハ不行のミならず必其害あるへし指當り
て財宝多く入て難義なるべし上に少々の費なく下にも少の

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』　請求記号　特1-3127
ガラス使用

痛なくして一年に壹萬石の品にて百石宛の社倉米出来る法
ありて志ある人の為にかゝるへし飢民を救ふ法三十年前京師
大に飢て死人ちまたにみちたり依之北野并に東河原に夥しく
小屋をかまへ粥を煮て養ひたまへり仁心仁聞ありといふへし然
れども目の前の了簡にて深く考へ給ふに暇なかりしにや却
て費のみにあらず死人益多くして壹人の救ひにあらざりしなり其
子細を段々下に述侍るべし小屋を大にかくる事ハ先二三日
四五日出来せんに其間餓死の者まてもまづ小屋の物入を米にして
救ひ大勢たまりうるへし○小屋場京の中にてならざれバ必
北野邊東河原なり飢民是まて足をはこぶ其中行斃る者不
知數たまひ僅に粥を得ても飢民遠路の往来にて腹うゑて不
得も同前なり是憊して費したるなり京中一二箇所の小屋に
て京中の者をあつむる故夥しく推合て無力の飢民ハ堪る事
不能して死にいたる者あり大勢の事なれバ役人も多くかね
バあらずして役人に与次郎（乞食の惣名）といふ者をすれバ此飢民に
ハ如何様のことのあるべくも難計殊に乞食に支配さすれバ無

禮の至りなり其中にもよわり飢ぬ力よわる者ハ老少并ニ力な
くよろづに者の食を奪取騒動あり夫を制せんとて棒をもち
て打倒れ依レ之痛をの夥しく却て不仁の事となる是見及べる
事あり大勢の食なれバ時剋をかぎれえなくんして大方四
ツ時に小屋のうちへ入て未明より来て寒氣夜氣にあたりた
る者四ツ時まで待て飢死せる者あり大勢にて吟味ならざれ
バ力よわる者ハ二度も受早く受るに無力の飢人ハ押合されバ
ひて遅く受て一度ハ全くハ不レ食たとひ今日受ても明日うゑ
まて宿まで帰る事不レ能して野に臥して寒氣に中るその數を
しらず野陣にて小屋をかくれど雨風雪霜の時ハ不レ能なげ
どる却て痛て死を惣して食を賜るとなれバ手前にく少しつて
も飢る者も止て貰ふ故に無用の所へ費る鍋釜桶等大分の物
入多し右の外吟味なれバ大分の費どもなり然れバ此施行の
害ハ多けれども利益見えバ右の害一ツもなく飢民なく〳〵
天命ハ不レ知壹人もころさず右の米千石の品にハ五百石なら
不レ用して役人もいらず救ふ良法なり○問小屋なら不レ懸釜桶

の類も不用役人も不入飢民を出行させずして養ふ事ハ其町の者共へ渡さる云く否夫まてハ町人難儀なるべし又其間に盗取やうある事も出来中代役人などの私も出来ぬべしさらバ如何して救へきや曰くされバ其良法ありされども志なき人に語れバ一座の咄に成て必其事行はれざるものなり外にさま〱の邪魔出来やかましく成る都て益なし故に其人ならでハ語るましき事也されども其法を志るし置備るまゝ夫を秘して自分の了簡にてなしたるまへ御心上にて御考への為一覧あるべし飢饉にてあちこちら飢斃るゝ時ハ先第一京都ならば上下東西の乞食小屋并に穢多村島原へ觸をなして乞食村までハ乞食頭の者其村中の者飢に及ふ者一人も外へ出すべからず其内にて一日に壹合ヵ一合半の粥を煮て養ふべし壹人にても其村より飢人を出し町中にて死さしめバ其頭ハ追放たるべし夫乞食頭の者其次なる者も常々ハ金銀をたくはへ居る事也頭より其次なる者へ割付相應に米壹石ヵ或ハ五斗ツヽ出させて毎日其女房などに煮させて及ㇾ死類の者を

養ハしむ穢多むら同前なるべし島原の者にもくつわ揚屋などゝ言て大分冨たる者多し其冨たる者ども其内の餓死に及ぶべき者に粥を煑てくはせ壹人も外へ出すべからずて若外にて島原の者とて餓死する者あらば尤追放たるべし品により死罪なるべし乞食常々町中へ行て足りたる方ありて貰ひ歩行者ハ其通りさなくバ門に番をすゑて一人も出れバならずて是にて大分ハ餓死の人途中往来の害なきものあり嵐盗の類もやむことのなり凡乞食の手に入たる金銀など二度外へ出る事なければ箇様の事にて同類を養ハするも其者共の冥加の事也日頃町中にて養ハるゝ報恩にもかやうの時盗賊の亂行を止め見苦敷者を道にたふれしなぬ事も又至極の理也町中にても室田町三條などの繁昌の地にてハ如何様の飢饉にても餓死におよぶ者もなきなり然れバ邊土第一なりさて町中にても小屋〱の其日ぐらしの者邊土など又其次なり北野辺清蔵口寺町西院に波口東寺伏見海道粟田口などの邊を見立貧人多き少き見立て其邊の寺或ハ三箇寺或ハ五箇寺町中に

てハ或ハ一箇寺二箇寺へ命じて其寺々の粥を煮てくばらせべし寺僧も死を救ひ人を生る事ハ元来の役目なれハ得と合点させ其寺の釜桶を用ひて煮さするのにべし役人も外より不用して其寺の僧下人にすべしこれ等もまた法有べし法ハ一箇寺に人数百人と心得べし粥の米ハ精二斗あるべし夫を一日両度に用ふべし先朝壹斗さるのに先寺の門をさして門の外に与次郎二三人程番に付置て未明より粥を煮て少しさまし桶いくつにも入て米にて壹合程の積り入の柄杓を多く拵へて夫に一杓づゝ汲て壹人づゝ門を入さまに施べし斯の如く百人ほどにても施る事ハ半時もかゝらぬなり夫を汲てあてがふ者ハ其食を請る者の内を撰て二三人もかはり〲にさせその者にハ終にまた一杓も與ふべし至極飢たる者にハ多くあたふれバ死するものあり用捨あるべし余り飢ぬ者に粥を汲ませべし寺の僧なりとも下人にても一人かゝり居けれバ壹斗の粥を煮るにハ飽る事也百人に満て粥盡時ハ門をしめ最早いまだ来ても粥を施す時ハ門外の与次郎ハ不及中寺のうち

のどのふさぐもとせよかくせよと慮外(りよぐわい)なる言葉(ことば)を出(いだ)すべから
ず乞食の分門とめて出ぬからは　御公儀様より粥を被下は
間難有(ありがたく)存じ戴(いたゞ)かれよなどゝ能さとすべし先施(せ)すべき日限(にちげん)を
定て京中洛(らく)外にてふれをなして何の方角は何方(なにがた)の寺何方は
何方と定て戴きに来れ一日二合粥を下されば間其心にて参(まゐ)
りは得とすべし然れバ一箇寺百人の積りにても五箇寺にて
五百人なり京中邊土八所にて四千人なり夫程にはなるべし如
何なれバ乞食穢多村を留る故數少なきものなり其上町中に

ては其邊の寺有て又五十百も施すゆゑさやうにつき合ぬも
川也志かれども邊土にても五百人よりうへは有まじくて門の
内へ入ゝ晩(くれ)がたまで門さして不出(いで)不入(いら)なれども外にかせぎて
三合もまふくる者は不来すゝ至極の飢人ら道を歩行かぬ也
ゑ腹もとらず若雨風雪霜の凌(しのぎ)がたき時は門の下鐘(しゆ)樓(ろう)の下或は
堂の内などに居て可凌(す)是雨降(ふり)ても行けるゝ也或は草履(ざうり)を作
り其外所作(しよさ)はなさんと欲する者は藁(こう)の類を持参りて寺のう
ちにてなす事を赦(ゆる)すなりさて又晩方に及てまた朝のごとく

して又壹合の粥を汲て一人づゝ與へ門を出すべし然れど一日二合づゝの粥を時節能喰へバ飢死はなき事也若また宿もなくて野に臥せる者ハ直に此寺のうち門の下堂の内に居らせ置しさて病死し又ハ飢民の命盡て死せる者は彼門に番せる乞食に命じて其寺の墓所に埋むべし然れバ一日に白米十石づゝ也三十日養て三百両なり凡餓死せる程の事ハ二日斗にてハやむもの也然れバ是何程もいらぬ成べしさて餓死は一人もなきはづならずやさらに釜小屋などの物入をはぶきて見れど先年の三ケ一もいらぬはづなり若又夫ほども施べきとならば其物入を積り其半分なりとも彼寺々は僧の骨折にとらせおくとも乞食小屋などへとらせてもよかるべし其上ハ如何様にも成叓なりこれは潤色せる事ハ其人に有べしこれ大略をしるすまで也さて又町中にても少し金銀ありてかゆの時に寒夜など粥を煮て為持出て施者ありされども人およびたゞしくとり付て難義することなれバ仁心ある者ハ先きぬ勢に成てやむる事也これも上より觸を出して毎々飢の時はか

せうの叓有よし兼々（かね〴〵）上へも聞えられし又此度も左様心ざし
ある者も有らんが必左様に施をすると社　仰出にてハなけ
れども若存寄たる者有之も方々へうち出ては叓ハむづかしければ
其所の飢民に振舞（ふるまひ）べし然れバ己が宅の表庭にて得させもすべし
當町乃一丁にても二丁にても力のおよぶかぎり与ふべし　夫
もいらぬと思ふ者これあり是非施度思ふ者ハ面々の寺を
頼みて成とも又ハ　公儀より社　仰出は寺の内へたのみて
晝の食に得させ成ともいたすべし　左様の輩ハ寺々にしるし
置本寺へ届誰々（たれ〳〵）ケ様の施を仕ると可申上本寺より又書付
て　公儀へ可申上なり寺にてもすべきと思へバ寺の難義（なんぎ）ならふ
ぬ様に人をえらみ左なくば寺へその料を与ふべし如右寺を
用ふる叓當世の活法なり諺（ことわざ）に曰禍（わざはひ）も三年おけバ用に立と云
此類かさねて又私に人の餓死ながらへて食なくも施すべく思ふ
にハ廣く救りんも力及ぶべきにあらず志く郷黨ハまづ相救（すくふ）
の儀も有て其餓を見るに忍（しのび）ざる事あり施さんとすれども前に
もいへるごとく餓人たかりて取付施もす叓不能ル のみならず都て

害出来ぬべしされど我勢の及ぶ程を救ふて費なき恵様ありこれを私事なれバなるまじく志有てなさんと思ふ人能々考へ行なるべし○此急救の主法寺を専ら用ひて粥廠にかふ尤簡便なるべし和漢其説あり余も先にいひをけり希賢實用の學び志たる人と見ゆ尤なをさてべし又社倉法略社倉法大意を著して識者撰ぶべし○本多能登守殿奥州白川在城の時三男越中守殿病氣にて甲子の湯へ入湯せられたりけるに供して行たりし醫者の旅宿へ召に遣はされけれバ醫者他行して不来定めて傍輩の方にぞ在らんと傍輩どもの旅宿を尋ねしむるに見えず養生の為に入湯せしに醫者として供して来りていづかたへ行たる哉らん心得ぬ事なりとて越中殿不興なりける所へやゝ有て歸り来て参りたり汝ハいづかたへ行たる哉らんと問ハせられバこゝより半里ばかりの村里に急病人有之とてせちに診て給へと願ひ申ハ間御ことよりハ後に可申上と存先参りしと申ければ越中殿甚感じて汝夜前より久しく夜詰し今日も早朝より我前に詰居たりし者の僅の休息の間

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』 請求記号 特1-3127
ガラス使用

に左様成心入奇特なりとて却て感悦せられさて其病人にいたれる證（しょう）を問はれけれバ醫者答て病氣とハいつ畢竟（ひつきょう）飢につかれたる上の事なりといひけれバ越中殿聞かれたるハ當年の不作大殿さまにも可有之と豫（かね）て思召ありて奉行どもに被仰付御救の借し米出されし所に飢民有之事不心得にてせんぎありけれバ奉行ども大分の借米（かしまい）を貧民にハ不借して富民にのみ借けるなりそれハ如何なりと有けれバ貧民ハ返納成がたく富民ハ返納滞なき故なり越中殿聞給ひてハ救にてハなし手まハしといふものなり役人さやうの心得にてハ外にも飢民多かるべしとて惣從者（ずさ）どもの一両日の糧（かて）を殘して餘ハ近邊の貧民に施し急ぎ白川へ申遣し米を取よせ自身下知して配分（はいぶん）せられけるが猶も腹をたち給ひて役人どもの志らさを思へハ湯治も面白からずとて僅に五六日にして白川へ歸り父公へ其由を聞かれバ能登守殿役人を蟄居（ちつきょ）せしめられし事あり越中殿二十歳の時の事也父能登守殿異居を申つけて分別者とて愛子なりしが二十餘歳にて早世せらるゝをしむまゝ猶

餘りあり下々の役人かくのごとき愚計なりし○謂二玉置氏一曰當年凶歉上々御仁政故餓死ハ一人も無レ之候得共新非人おほく出来候由誠に餘義なき事に候但新非人ハ上より力をそへざれバ本へ立帰りがたき者也其故ハ惣して新非人となり候ハ元来水飲百姓にて候が飢にせまり先家財を賣着替を賣其後鍬鎌をうり鍋釜を賣食てさて非人となり候故に旧へ立帰りがたく候此所貴殿よく思慮有て旧へ立かへるやうに成候べし是仁政且ハ水飲百姓おほく候ハ國の大利に候

其故ハ郷村に水飲百姓おほき時ハ傭ニ有レ之が故に耕耘の力よく行とゞき實のり豊饒に御座候惣じて學文ハ國家を利益するが主本とし後世一箇の心の沙汰のミ候ハ周公孔子の學にあらずして偏見の面をかへたるものなり○井上河内守正利領分旱魃にて畠枯百姓ども歎きしにより代官家老ども方へ訴訟せし時家老ども役人を以吟味を遂られ是非手當なくして叶ふ間敷其段可ニ申上一とて河内守耳に入けれバ民ハ國の本也重きことなれバとて某直につゞぎしてハ如何迚供觸して町など

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』 請求記号 特1-3127

ガラス使用

きへ往出ル時芋の茎の早に枯たる一かぶ乗物の内へ入て城へ立帰是ヲもてハ悲しむも理なり大切の百姓飢させてハ叶ふまじくとて其方共積てや立ル手當のミ金子千両五万石の高に増てとらせ早々をひへと言て入まけるとなり此事を傳へ聞て百姓城へ向不弁そのまゝなりと○租に出せる所の米萬一ハかさならば上の倉に入てあらかじめの備とせて民是を見て頭をあげまゆをひそめて是をかなしむ元より倉にたくはへて不虞の天災を救んとせて是人君の仁心にして有司これをそこなふ故に民悲しむ也米粟倉に納てよりなましく有司倉をひらきて點検せて其米粟黄腐しあるひハ虫鼠の残にあへば種箪の木札をとて出せる所の民にくへしめ更に米粟をあつさめしむ千乗の富猶その黄腐虫鼠の残をうらむ況や懸磬之室をや千乗の冨すら悪む所小民なんぞうけたくハんや是人情を志らざるの甚しきことなり○毎年春に至て糶せりしなり民のえふりのふハあまくきかうざれバきかせんその糶せる所は米黄腐しくろふ色うふぜて或ハ赤米にして眷掄せれバ半に

至り或ハ虫蝗の殘を歴へて其數にたらざるの類あり民秋冬に至りて又米を出してこれを借くるに其出す所の米有司換易（クワンエキ）（かへる）して精粹（せいすい）（上白）なるにあらざれバいまだ民恵を受るの名ありて其實なく借くるの名なれども其實ハ大きにまされり是れ民をはぐくむの姦詐（カンサ）（いつはり）あり又有司をなじれバかならず答ていふ民乞ふによりてはらふあたふるが故にかくせしむと夫小民の情春に至りてハたくはふる所の黍稷麥菽（ショショクバクシュク）（きびあはむぎまめ）もつきて熟麥（ジユクバク）（むぎなき）もいまだ遠ければハやむことを得ずして上に乞ふ上より出す所の米粟必ずくらふべからざるに至る事をしれ共人情万一の幸を求ざるものなければ得て幸にくらふべからざれども今日の上をたもく爰に至てハ秋冬借くなふのくるしみをしらばたゞとんぎるもの遅（をそ）からんを恐るゝのみ終に有司に苞苴（ハウショ）（まいない）をたくり是をこふ乞（こひ）得るハその米を開きそのくらふべからざるをみれバ忿怨（フンエン）して止（やま）ず初て秋冬の苦しきをしる秋冬に至てハ来年其糶（うりだしを）をとらふまじき事を心に誓（ちう）へども春に至て貯（たくハ）へ盡れば姑息（コソク）（しいるをと）にひかれて亦糶をとらふ一年ハ一年よりくるしき年を重

くるしミ極る人君より是等察ず欲し○國家大費ある毎に
必黄金數万をして民より出さしむ一縣何幾戸何幾の數以
貧富の品々壹是ニ是等とる其内の多少厚薄ハ又猾吏の心に
ありそれ小民ハ田租猶是をくるしむ況や場圃及ひ戸牖布帛
の賦をや是のミならずして人ニ賦し車馬ニ賦し酒茶等権し
又翼年の租を出さしめ又ハ故なくして金銭を出さしむる乃
類実にさゝへざるにや此外聚斂苛政猶ましるすにいとまあらざ
るより人禍大概如此にして天地變災又時となくして至て一
旱已に甚しく田水忽ちかれて稼禾みるが内ニ枯槁し草色み
な黄ニ變ず爰に於てハ金鼓をならして大に雩ず只農民の望の
む所の井も又にかれバ溪水をあらそひて田ニ導く溪水
即日に涸きハ遠く江河の水を汲む老幼皆出て人毎に壺瓶を
提て往反二三里ニして數舛の水を持くこれをそゝぐ
事終らずして忽に涸る爰ニ至りて力窮したり唱々然として
旻天を望ミ號呼悲泣して止ず是旻天の苦しミあり霖雨數日
に晴ざれバ農民の愁常ニ河水の溢るゝに在てこれ郊野ニ出

て土をはこび堤梁の蟻穴をおぎなふ終ニ河水蕩々として山をりて陵ニのぼるの勢あり人々ミな堤上ニ集り大ニ呼ハりて洪水ハます〳〵水勢いよ〳〵さかんにて人力のさゝふべきにあらず忽梁を破りて漲り来る其勢ひ盆の水を覆するが如く河邊の家屋たちまちに漂流して老幼道ニまよひ人々號呼して奔走し或ハ屋上ニ登り或ハ林樹を攀屋たゞよひ樹抜れバ是も同しく魚鼈の腹に葬る幸にして全きも食なく力窮すれバ終に水中ニ墜て死す洪水數日にして引去れバ萬頃一毛のたつるべきる處なし父子皆相失ひたゞ溺死のものをゆうせるをうらやむのミ是水潦の苦しみなり或ハ凶年五穀みのらずして人煙終ニたえ魚鰕螺蚌をとりて食ひはつくる時ハ又木皮草根をとるに終ニ疾を生じ衰ハ曳て枵腹にして呻吟す面ハ人色なくかたちハ鬼魅のごとく氣息奄々として朝夕をたのミがたかるに至る是饑饉の苦しみ也或ハ疾疫流行して戸々相死し家々相疾ひ一室ミな死して葬るの人なく子ハ父の側にて死し妻ハ夫の側にて死すもおのれも又死するに垂んとす

れハ瞯視して涕泣號慟も幸にして疾癒るといへとも糞培耘耕其時を失ふことありて禾稼枯れて稂莠しげし人その稼穡を治る事を得ず是に疾疫のくるしみ也或ハ蝗虫群飛し山を覆ひ野をみつ聲ハ風雷のごとく集る事又雲煙に似たり一たび集まれバ田中頃刻にして青色なく是蝗虫のくるしみ也如此の災ひあれバ民みな走りて有司に訴ふ有司其虚實をたゞし數日にして是を上に聞え諸有司を經て終に上に達す人君是をきゝてとく有司に命じてその疾苦を救はしむ其命又諸有司をへて下る爰におゐてまでに旬月を經るや有司の命を請るも又簿書を急として生靈を以て急とせず金錢米粟を点撿しぬるひま後患をおそれ或ハ又法にかゝはり終に大費をおそれて可賑卹の策をはやくさだめ衆議漸く決して是を行ふの時民十に三四ハ已にうゑしにゝかゝりて歎息する事を得ず其金錢米粟をあたふるも厚薄多少ハ貪官黠胥の心にあり爰によりて窮民くはりうくる事少し冨民くはりうくること多きに至る發凜の令齊錢の命下れども實惠なくしてくはりつゝ怨を下に歸せ

られ聚歛の臣盗臣にまさるの害あん也

○讃岐國の人森長見著述の忘貝といへる假名文を見しに其中に米價の事を載せて日本紀に　顯宗天皇二年歳比登稔百姓殷富稻一斛銀錢一文ト有り又續日本紀に　元明天皇和同四年錢一文に米穀六升ト有り又三代實録に　清和天皇貞觀八年二月大政官處分定左右京米一升直錢四十文前二十文今加ニ十四文黒米三十文前十八文今加ニ十二文是歳穀價騰踊東西洋頭白米一斛七貫二百文黒米四貫百文由是増定京邑沽價と有り又百錬鈔に後堀河院寛喜二年六月二十四日甲申定米斛一貫文と有り又太平記に元亨元年夏大旱にて此年錢三百文を以て粟一斗を價と有り又重編應仁記に弘治三年五月廿三日より八月九日迄天下大旱にて今年金壹両を以て米五斗を交易にて前代未聞の事と記せり又秋齋閑語に室町殿日記を引ける文有曰御局衆半下衆切米二十石賣拂可申由ニ付御越候此頃兵庫之賣買一斛六匁三分五厘之由吹田屋新左衛門申候御得心可有之候との文にて是ハ天文九年の事なり又草蘆雜談を見れバ古田兵部の米

を賣て請取を出しに十匁目に付壹斛替なりとの文にて是ハ
慶長四年卯年十五日兵部判とあり又太平記の評を見れバ楠
か米を買ひ山門に寄附し軍餉にも備ふ米一千二百餘石を黄
金百両にて買得られたる事を記せり又三代實録に貞觀九年
四月辛卯東西始置常平所出官米而糶之米一舛直新錢八文京
邑之人来買者如雲是時穀價騰踊内外飢饉れハ米一斛直新錢一
千四百由是官糶以救俗弊と見へたり　橘春暉

○山王大權現（小田井大明神）両神に五穀豐熟を禱文

惟天保七年歳丙申にやどる六月某日但馬國豐岡の刺史従五
位下朝散大夫京極甲斐守源朝臣高行謹で粢盛清酌白銀なと
だくを具へて照らかに両神に禱り奉る恭しくおもんみるに
わが祖宗豐岡に主たりしより已降凡何世に及べり高行不肖
にして代を継民を治むるの職にあれども土地埤濕にして百
川の會する所なれバ防水のそなへ力を盡せども洪水いたる
毎に堤潰へ破れ穀物流れ失せ良田變じて沙石は岡となるし
かのみならず頃年頻りにそのふぞうゑを凌くのてだてなれ

尓東都の邸（やしき）さへおびたゞしく火災にかゝりて不得止の費ばかりにて今ハ百姓救ふべき力もなく民のつかさたる甲斐もなし皆高行がつたなくして上のうへの恥（はぢ）あるべからず抑高行不肖にして國を治むるの器（き）にあらず人を撰（えら）みて國政を任する眼（まなこ）なく臣も不直にして政支とゝのはざる故なるべし又ハ民にかゝる所の年貢厚くして下の痛を顧（かへり）みざるにや又ハ遊興に耽（ふけ）り人夫を遣ひ農時を妨（さまたげ）げ年のみのりとぼしきやまたハ高行おのれよしと思ひて臣の諫（いさめ）を用ひずかゝる身なる故用ひ善者を

退るや何として天灾のかく多くして民をくるしめ給ふや民ハ罪なし晝（ひる）ハちからを夜も縄（なは）なひ春耕（たがへ）し夏耨（くさぎ）るのくるしみ粒々（りう〳〵）皆辛苦（しんく）に出る故なく災りて罪し給ふやさはいへ今ハ田舎も都（みやこ）にまさりなど奢をなし農商その業に懈（おこた）るもあればこそいましめ給ふにや若しかあらんにハ是も高行が政事のあしきにて到りて高行をこそ咎（とが）め給ふべけれなど民をバくるしめ給へるや御神をめぐみ厚く威稜（いづ）をにあらはしませバいかうのよのふる民をいつくしみ給ふべきことこそありなるふなどい

たく災を下し給ふ今ハ民にうゑてや死もすべき田畑もすて人の國にやまげさらんまれなるかひもなき高行が恥のミなれバず御神もいとゞつらく立せ給ふのそ志望あるべし高行今より食ハ味を重ねず一菜にかぎり衣服ハ寒さ凌ぐまでにて綿服をまとひすまゐハ風雨志のぐまでにて餝をせず婦人ハ子孫を継さたりて色に耽らず欲もほどをつゝしむべし政吏ハ先知る所の賢を試みて廣く求め小過をゆるし才能を用ひ忠心深きそのかぎりなきものあふらんをの擇みて挙べし諛ふその言をつくるりの人をそねむもの退くべしされども高行が不肖いかゞハ道にかなふべき唯力のかぎり心の及ばんたけ朝ハとく起て政吏を勤め夜ハ遊ひに時をうつさすまじ此言若いつハらば罪蒙りて立所に命失ひてん願くハ御神高行が不肖を憐み莫太のめぐみを庶民に施し給ひ寒暖時を失ハず五穀ミのり洪水稀にして損失なく民飢寒を免れんにハ高行が願ひこれに過る事ハあらじとおそれおほくもまうさん

○養草に曰老人曰近年米穀不熟に付價高直にて大に難儀に

およぶゆへに粥を食させ給ふよし御觸有之候最貧窮人ハ自然ニ麁食喰倹約を相守といへども冨貴の人ハ御仁心のほど為御付自身家内にハ倹約のこと心得違ひハ人もねがんが日々米穀乏く相なり當春にいたつていよ〳〵高直にて遠國にてハ餓死するよし粗相聞へ候當秋作熟しかりとるまでハ十月になるおよぶハ繁花の地といへども餓死の患へなりがたし冨貴の人も我身の為ニハかまハず貧窮なる人ニ施行するときハ諸方家ニ朝夕かゆを食したとへば一日に壹人ニ米壹合宛喰ひのなせば百人に壹斗万人ニ拾石百万人に千石一箇月に三万石十箇月に三十万石是を四斗入にて七十五万俵なり遠國他郷にも聞傳へ幸に相守らバ海内につもらバ無量の石數なれど只此米バかりも一粒なりとも大切にせば貧窮の人に難を救ふ基ともならんかとあまねくこれを志るしむ

遠國の不作をこふひきうけてされ喰ひのばせする時ハ豊年麁食をバきらふ下部に主人より米をのぞしく給銀をませ

○此外飢饉さま〴〵あれど我等ごときの小人ハ是を知らず

悦はあれバ一生が間悦通しと思ひ冨貴なれバいつまでも冨貴と思ひ着るれバいつまでも若しと思ひ息災なれバいつまでも達者なりと思ひ豊年なれバいつも月夜に米の食と思ふ心の油断より少しの高下にびつくりし五拾匁の米が百目になると世界中で我たつた壹人が飢饉にあひしやうにおもひあくうろたへ常の心をうしなふこそおそろしけれあまてるも日輪にさへ蝕のききんあり月にも雲のききんあり聖人の道にさへ異端といへるききんあり佛に外道のききんあり生れば死るのききんあり満れバかくるのききんあり楽ミあれバ又くるしミのききんあり悦びあれバかなしみのききんあり家に嵐のききんあり國にハ賊のききんあり人に病のききんあり常心あれバ人心といふききんあり冨貴に貧乃ききん有此諸々のききんを知り一切のものぞミをやめ十分のねがひをすて遠き慮をめぐらし手近きところの足事を知り常豊年でくらし給へ

○貝原樂軒曰又ある所に領主より飢人一日一人に付て米一合或ハ一合餘も救米を与へられしが夫にて餓死のりのがし

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』 請求記号 特1-3127
ガラス使用

是を以て思へバ飢饉の兆見へたらバ民の惣司たらん人其下
の役人に懇にいひ含め春のきゝん餓死に及ん事を小児に
物をしゆるごとく細かに民に云きかせて置しさて秋一日の食
物をきゝん難義の時ハ五六日にも食ふべし小民つく〴〵と
先のきゝん年のなんぎを思ひあわせたらバ秋の食物一日の
分を三日に用るとも少も苦勞あるまじされバ秋一日に食ふ
食を春のなんぎを遁るゝために二日半程に食ひ合すべし是
ハ菜大根万の摘菜を加へて此のごとくすべし遠國ハ所により
農人一日の粮に白米一升餘も食ふ所なれど七合宛のつもり
にすれバ二箇月にハはや二斗餘の粮米のこれり十一月まで
もかくのごとくせバ三斗餘の米を得べしと是を右に云一日
に一合餘の飯米にすれバ二百日許の飯米いでくるものなり
若又初秋の作りちがひさまでのきゝんならずハ此分が倹
約となり家内五人も七人もある家にて蓄へたらば大分の穀
物を得る事なるべし凡きゝんの覺悟ハ農に近き役人よく納
得し貧しき民をねんごろにさとさしめ農人もよく得心して

特 1
3127

や早田の時よりかたく慎み食物に菜(な)や芹(せり)なんどのごとき物を加へて春の飢を恐るゝ叓深くばいか程凶年なりとも麦(むぎ)のまへに餓死をするものあるべからず只是末(すゑ)の役人此事を能會得(ゑとく)し偏(ひとへ)に妻子をさとすごとく真實(しんじつ)に心を用ひて云聞するにはるのみ。

国立国会図書館　タイトル『救荒便覧』 請求記号 特1-3127

ガラス使用